

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	平成28年12月15日～ 平成29年3月6日
評価調査者番号	① H17-a013
	② H17-b008
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 牧之原市立 勝間田保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 植田 照子	開設年月日 昭和50年4月1日
設置主体： 牧之原市 経営主体： 牧之原市	定員 90名 (利用人数) 81名
所在地：〒 421-0402 静岡県牧之原市勝間 567-3	
連絡先電話番号： 0548-28-0329	FAX番号 0548-28-0329
ホームページアドレス	http://www.city.makinohara.shizuoka.jp/bg/map/ent/3193.html

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
一般保育 一時預かり（緊急時、慣らし保育のみ）	入園・進級の集い、親子バス遠足、交通教室、プール開き、七夕の集い、夕涼み会、運動会、文化祭、生活発表会、クリスマス会、餅つき会、親子雪見遠足、豆まき会、お別れ会、卒園式
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要
保育室6	遊戯室、調乳室、浴室、給食室、配膳室、職員室、トイレ3、プール 遊具（鉄棒、滑り台、ブランコ、砂場）

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1	嘱託保育士	4
総括主任保育士	1	給食調理員	1
主任保育士	2	嘱託給食調理員	1
保育士	3		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- ・勝間田地区は、山と田畑に囲まれた自然豊かな静かな環境にあり、豊かな感性が育つようきめ細かな保育を実践しています。
- ・園舎の老朽化が進む中、利用者の安全確保のための対応を積極的に図っています。
- ・園長は、保育の質の向上について、研修や会議には必ず改善点等の話をし、全員で協議する体制を構築し、園長自らも具体的に取り組みに参加し指導力を発揮しています。
- ・日誌等を、園長と主任が常時チェックし、不適切な表現には、赤ペンで書き込み、会議等で取り上げ指導するなどの職員教育がされています。
- ・戸外で遊ぶ時間や空間が確保され、安全面にも配慮し、様々な遊具や用具を使った運動や遊びを楽しむことができるような環境を工夫し、整備しています。
- ・子どもが主体的に活動したり、友達との共同的な体験ができるよう、発達段階に応じた玩具や遊具が用意され、異年齢の子どもと一緒に交流できています。また、当番活動などを通じて、役割や社会的ルール等を身につけられるよう配慮しています。

◆ 特に改善を求められる点

- ・行政による保育園幼稚園の整備計画が中・長期計画として策定されていますが、園独自の具体的な取り組みを示した中・長期計画の策定が望まれます。
- ・職員配置については行政が行っており人材は確保されているが、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立し、個々に求められる技能の習得等に向けた研修計画の策定が求められます。
- ・正規職員と嘱託職員との労務管理上の仕組みについて、園長の業務内容との関係等につき市行政と連携のもと検討が望まれます。
- ・各種マニュアル等が整備されていますが、行政で示されたものをもとに園の特徴等を取り入れた園独自のマニュアルを策定されることを望みます。また、年1回はマニュアルの見直しを行うことを望みます。
- ・標準的な保育を実践するため、様々なところで、手順書・マニュアルの整備が求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けるにあたり、職員一人一人が評価項目に沿って考えグループでの話し合い、確認・検討を重ねました。全職員が「保育の質の向上」に向けて振り返りを行い自園の保育や運営について見直す良い機会となりました。

自然に恵まれた環境の中で、豊かな感性が育つような保育の実践を評価していただいたことは今後も大事にしていきたいと思えます。

今後の課題として園独自の具体的な中長期計画の策定、各種マニュアル・手順書の整備、作成等につきましては改善に向けて実践していきたいと思えます。

公立の園ということもあり園独自の判断では難しい面もあるため担当課ともさらに連携を図り進めていきたいと思ひます。

保育の理念である「心豊かにたくましい子」の育成を目指して、保護者との信頼関係を大切に今までの取り組みが継続して保育に活かされていくよう努めていきたいと思ひます。

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針	＊保育所の使命や目指す方向等が反映した理念やそれを具体化するための取組として基本方針及び保育目標が明文化され、職員に対しても会議等で継続的に確認がされている。
2 計画の策定	＊中・長期計画として市の保育園幼稚園の整備計画が策定されているが、園としての具体的な中・長期計画は策定されていない。 ＊市の計画や園の行事計画、指導計画等は職員に配布の上周知されている。 ＊職員が中心となり、年度の事業計画について、行事計画や指導計画等策定されているが、園の一年間のとりくむ事業や活動等が具体的にわかる計画書は策定されていない。
3 管理者の責任とリーダーシップ	＊管理者は自らの役割と責任を職員に表明し、会議や研修等では必ず改善点等を協議し具体的に取組を行うよう指導力を発揮している。 ＊遵守すべき法令等を正しく理解するよう職員に周知に努めているが、保育関係以外の関係法令等の把握とリスト化は十分ではない。
評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握	＊福祉の動向やニーズ等は市行政等からの的確に把握し、入園に関する情報はデータ化している。 ＊外部監査は実施していない。
2 人材の確保・養成	＊運営規程に職制職務内容が明記され、職務分掌や分担表が作成され、役割や責任を明確にしている。 ＊正規職員には定期的に人事考課が行われているが、嘱託職員は行われていない。 ＊職員の就業状況や意向について把握に努めているが、時間外命令等は市が管理し、園長が直接命令把握できる仕組みになっていない。 ＊正規職員は互助会に加入し福利厚生事業が実施されているが、嘱託職員は加入していない。 ＊職員の研修については、外部研修には全員が必ずどれかには参加するよう配慮しているが、職員一人ひとりの研修計画は策定されていない。

	<ul style="list-style-type: none"> *チェックリストで全員が自己評価を行い、グループ別の話し合いを経て全体が会議で協議し保育改善に取り組んでいる。
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> *各種マニュアルが整備され、利用者の安全確保のための体制が図られているが、フローチャートが多く職員の実際の具体的な手順としての内容としては十分ではない。 *発生した事故やヒヤリハット事例を収集し、マップに投影するなど事故防止に向け積極的に取り組んでいる。 *緊急時の対応マニュアルのフローチャートの間違いがあるなど見直しが十分でない。
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> *地域との連携は基本方針にも掲げ、地域とのふれあい活動を積極的に行っており地域とのつながりを大切にしている。 *ボランティア受け入れについては、マニュアルが策定されているが、ボランティア協会の実施するサマーボランティアに関するもので一般住民等のボランティア受け入れマニュアルとしては十分ではない。
評価対象Ⅲ	
1 利用者本位の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> *戸外で遊ぶ時間や空間が確保され、様々な遊具や用具を使った運動や遊びを楽しむことができるような環境を工夫し、整備している。 *園で育てた野菜などでの調理で食教育の充実、さらに家庭との連携に努めている。 *保育日誌などを、園長と主任が常時チェックし、不適切と思われる表現があった場合は、赤ペンで書き込んだ上、会議等で取り上げ指導している。 *「苦情解決マニュアル」はあるが、公表を行っていない。 *個人情報保護の規程はあるが、プライバシー保護の規程マニュアルはない。 *市で作成された困難相談対応フローチャートはあるが、園としての対応マニュアルはない。
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> *子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。 *各種記録は指導計画に基づき、一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況の経過などが記載されている。 *保育サービス等について、定期的に評価を行う体制を整備していない。 *サービスの開始にあたり、組織が定める様式がなく、同意書も取っていない。

<p>3 サービスの開始、 継続</p>	<p>*希望者が市役所に相談すれば、園の情報は得られる仕組みになっている。 *パンフレットやHPには、利用に関する料金の具体的明示や職員数の明示がない。 *サービスの開始にあたり、組織が定める様式がなく、同意書も取っていない。 *施設の変更や家庭への移行にあたり、園庭開放の実施や相談窓口について説明しているが、手順と引継ぎ文書を定めていない。</p>
<p>4 サービス実施 計画の策定</p>	<p>*保育計画に基づいたサービス実施計画を立て、子どもの主体的活動を大切に実践している。 *アセスメントに関する手順書はあるが、具体性に欠けるもので、特に、定期的見直しの時期を定めていない。 *保育課程は、保育の方針や目標に基づき編成されているが、改善が必要である。 *保育の計画の策定に、保護者の同意を求めておらず、説明・同意等の手順書はない。</p>

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	C
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 事業計画が職員に周知されている。	A
	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	B

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	A
	③ 外部監査が実施されている。	C

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	C
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	B
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	B
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	C
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
④	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	A
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	B

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	B
③	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	A
④	発生した事故を把握している。	A
⑤	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
⑥	安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
⑦	事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
②	施設が有する機能を地域に還元している。	B
③	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	B
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		

	① 必要な社会資源を明確にしている。	B
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	B
	③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	B
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	B
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	B

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	B
	② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	B
	③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	B
	④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	C
	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	B
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	B
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	A
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	B
	③ 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	C
	④ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	C
	⑤ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B
	⑥ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	B
	⑦ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	A
	⑦ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	B

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	C
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	B
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	B
	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	C
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	B
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特徴を考慮して展開されている。		
	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがかわれるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	B
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	B
Ⅲ-2-(7) サービス実施の記録が適切に行われている。		

①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A
②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B
③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	B
②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	C
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
①	施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
①	定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	B
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	B
②	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	B
③	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	C
③	サービス実施計画を適切に策定している。	A
④	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	B